

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 二 号

平成十七年三月二十九日(火曜日)

午後三時十二分開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君

理事 左藤 章君

理事 野田 聖子君

理事 安住 淳君

理事 松野 頼久君

理事 岡本 芳郎君

理事 亀井 久興君

理事 佐田玄一郎君

理事 谷 公一君

理事 萩生田光一君

理事 平井 卓也君

理事 松本 純君

理事 五十嵐文彦君

理事 稲見 哲男君

理事 楠田 大蔵君

理事 田嶋 要君

理事 中村 哲治君

理事 松崎 公昭君

理事 長沢 広明君

理事 横光 克彦君

議員 菅 義偉君

議員 中村 哲治君

議員 石井 啓一君

議員 吉井 英勝君

議員 横光 克彦君

議員 増原 義剛君

議員 松本 純君

議員 石田 俊彦君

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務委員会専門員

委員の異動

三月二十九日

辞任

自見庄三郎君

高井 美穂君

補欠選任

原田 義昭君

菊田まきこ君

補欠選任

自見庄三郎君

高井 美穂君

三月二十三日

携帶音声通信事業者による契約者等の本人確認

等及び携帶音声通信役務の不正な利用の防止に

関する法律案(菅義偉君外十三名提出、衆法第

一一号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

市町村合併に関する陳情書(長野県松本市島立

四八四一矢口幸子)(第七七号)

町村財政の確立強化等に関する陳情書(山形市

松波四のの一五遠藤和壽)(第七八号)

郵政事業の改革等に関する陳情書外十二件(石

川県羽咋郡志雄町字子浦そ一八の一中野茂一外

十九名)(第七九号)

同日

NHK番組の政府・与党の介入の真相解明を求

める意見書(東京都小金井市議会)(第四七九七

号)

過疎地における郵便局の存続を求める意見書

(山口県日置町議会)(第四七九八号)

市町村合併特例法の改正を求める意見書(静岡

県引佐町議会)(第四七九九号)

地方財政の拡充を求める意見書(茨城県下館市

議会)(第四八〇〇号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道清水

町議会)(第四八〇一号)

「日本郵政公社」経営形態堅持に対する意見書

(秋田県大曲市議会)(第四八〇二号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(青森県岩崎村議会)(第四八〇三号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(宮城県一迫町議会)(第四八〇四号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(宮城県桃生町議会)(第四八〇五号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(富山県婦中町議会)(第四八〇六号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(静岡県本川根町議会)(第四八〇七号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(広島県安浦町議会)(第四八〇八号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(愛媛県松野町議会)(第四八〇九号)

平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関す

る意見書(熊本県五和町議会)(第四八一〇号)

郵政事業の民営化に関する意見書(北海道石狩市議会

(第四八一一号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(茨城県麻生

町議会)(第四八一二号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(茨城県藤代

町議会)(第四八一三号)

郵政事業の民営化に関する意見書(宇都宮市議

会)(第四八一四号)

郵政事業の民営化に関する意見書(神奈川県鎌

倉市議会)(第四八二五号)

郵政事業に関する意見書(富山県婦中町議会)

(第四八二六号)

郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書

(山梨県山梨市議会)(第四八二七号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長野県議

会)(第四八二八号)

郵政事業の民営化に関する意見書(愛知県設楽町

議会)(第四八二九号)

郵政三事業改革に対する意見書(沖縄県平良市

議会)(第四八三〇号)

同日

過疎地における郵便局の存続を求める意見書

(山口県三隅町議会)(第四八九九号)

外海離島と本土との合併に関する意見書(長崎

県宇久町議会)(第四九〇〇号)

住民基本台帳の閲覧制度に関する意見書(名古屋

市議会)(第四九〇一号)

郵政事業の民営化に関する意見書(北海道枝幸町

議会)(第四九〇二号)

郵政事業の経営形態堅持を求める意見書(茨城

県大洋村議会)(第四九〇三号)

郵政事業の経営形態に関する意見書(栃木県真岡

市議会)(第四九〇四号)

郵政事業の経営形態に関する意見書(栃木県藤岡

町議会)(第四九〇五号)

郵政事業の民営化に関する意見書(東京都世田

谷区議会)(第四九〇六号)

郵政事業の経営形態に関する意見書(甲府市議会)

(第四九〇七号)

郵政事業のユニバーサルサービスの堅持に関す

る意見書(静岡県榛原町議会)(第四九〇八号)

郵政事業の改革に関する意見書(愛知県春日井

市議会)(第四九〇九号)

郵政事業の改革に関する意見書(愛知県木曽川

町議会)(第四九一〇号)

郵政事業の改革に関する意見書(愛知県蟹江町

議会)(第四九一一号)

郵政三事業改革に対する意見書(沖縄県石川市

議会)(第四九一二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(菅義偉君外十三名提出、衆法第一一号)

○実川委員長 これより会議を開きます。

菅義偉君外十三名提出、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(菅義偉君外十三名提出、衆法第一一号)

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。菅義偉君。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○菅(義)議員 ただいま議題となりました携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五党派共同で提出をしたものであります。提出者を代表して、提案の理由及び内容について御説明を申し上げます。

御承知のように、近年、電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い、交通事故の示談金等の名目で現金を預金口座等に振り込ませてだまし取る等のいわゆる振り込み詐欺が多発をいたしております。さらに、最近では、その手口は悪質巧妙化し、被害が増加の一途をたどっていることから、大きな社会問題となっております。

ところで、このような振り込み詐欺を初めとする犯罪においては、契約者情報の把握が不十分な料金前払い方式のプリペイド式携帯電話等が連絡手段等として悪用される場合が多くなっております。

す。

携帯電話等については、販売店等による契約時の本人確認等の取り組みがなされてまいりましたが、譲渡、転売等をされた場合を含めた契約者情報の把握は十分であるとは言えず、依然として犯罪における悪用が後を絶たない状態が続いております。

以上のことから、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、本案を提出した次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、携帯音声通信事業者は、役務提供契約締結時及び契約者による通話可能端末設備の他人への譲渡時に、運転免許証の提示を受ける方法等により本人特定事項の確認を行わなければならないこととしております。また、契約者は、通話可能端末設備を他人に譲渡する場合には、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならないこととしております。

第二に、警察署長は、犯罪利用の疑いがあると認めたときは、携帯音声通信事業者に対し、契約者の確認の実施を求めることができることとし、確認の求めを受けた携帯音声通信事業者は、契約者について確認を行うことができることとしております。

第三に、氏名及び連絡先等を確認しないで行う、匿名貸与営業を禁止することとしております。

第四に、携帯音声通信事業者は、契約締結時における本人確認に応じない場合、携帯音声通信事業者の承諾を得ずに通話可能端末設備が譲渡された場合等には、携帯音声通信役務等の提供を拒否することができることとしております。

第五に、本人特定事項を隠ぺいする目的で本人特定事項を偽った者等に対する罰則規定を設けることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定

める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○実川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○実川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党・無所属クラブの楠田大蔵でございます。

本日、私の地元でも実際に電話がかかってきたという話も聞いております。振り込み詐欺の社会的な事件に関しまして、質問をさせていただきますと思います。

冒頭、事態が切迫する中で、短期間の中でこうして力を合わせて法案をつくられましたことに対してまず敬意を表させていただきますと思います。この法律をつくっていく上で各党協議の中で論点になっていた点について、確認のための質問をさせていただきます。まず、本法律案の第十条と第二十二条についてお尋ねをしたいと思います。

この規制はレンタル業者を対象としております。レンタル業者に借り主の身元確認をさせること自体はもともとなことだと思いますが、条文には確認した情報の保存義務については触れられておりません。譲渡の場合には携帯電話事業者の承諾まで求めているという法律案と比べまして、レンタル業者の義務は軽いという意見も出ておるようです。提出者はどのようにお考えでしょうか。

○中村(哲)議員 第十条及び二十二条の趣旨は、身元が明らかでない借り主にレンタルすることにより匿名の携帯電話を生み出すような行為を処罰することにあります。通常のレンタル業の場合、一定期間経過後には返却されるよう身分証明書等で確認を行っております。そのため、匿名の携帯電話を排除するには、相手方がこのだれであるかも確認せず、初めから携帯電話の返却を受けるつもりもない、実質的には譲渡とみなされ得るようなそういったレンタル行為を処罰することで足りることになります。したがって、確認した事項の記録保存義務までは課していません。

実際上も、レンタルの性質上、同一の電話番号につき頻繁に使用者が入れかわることになります。そのため、現段階で携帯電話事業者と同様に借り主の情報を記録保存させることというのは、レンタル業者に大きな負担を強いることになります。本法案を振り込み詐欺対策として緊急に提案するに当たっては、こういったレンタル業の規制については、そういった規制の内容は盛り込まなかったところでございます。

以上のことから、譲渡の場合、携帯電話事業者の承諾まで求めていることと比べて、レンタル業者の義務を軽くしているものとは考えております。

なお、本法律案の附則に施行後一年をめどとして検討を加える規定を置いておりますが、必要があれば、そのときにレンタル業者に本人確認情報の記録保存義務を課すべきかどうかを議論するというところで足りるかと考えているところでございます。

○楠田委員 次の質問に移らせていただきます。本法律案の第七条第一項におきまして、契約者があらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならぬと規定した趣旨はどのようなものでしょうか。

また、この規定によれば、例えば契約者AがBに承諾の手続を委任することは認められないのでしょうか。認められるとした場合、携帯電話を手渡した時点で譲渡が行われたと考えればよいのでしょうか。あわせて提出者にお尋ねをいたします。

○中村(哲)議員 まず、七条一項の趣旨でござい
ます。

譲渡時本人確認の前提として、契約上の地位の
変更の事実を携帯電話事業者に承知させる必要が
あると考えております。この場合、当該地位の変
更の事実の申請を担保するためには、契約者自身
に承諾を得させることが適切であります。以上の
ことから、契約者に対して携帯電話事業者の承諾
取得義務を課すこととしたわけでございます。

次に、事例二のごときでございます。

御質問の事例のように、Bが契約者Aから委任
されて承諾を申請するということは実際は認めら
れると考えております。この場合、譲渡がどの時
点で行われたかの判断は、携帯電話の占有移転の
事実のほか、対価の支払いの有無、実質的な支配
の有無等を総合考慮して判断されるものと考えら
れます。具体的には、携帯電話の占有を移転した
場合であっても、手続をとった後に譲渡すること
を約束した上で一時的に携帯電話を手渡したにす
ぎない場合は、占有の移転によって直ちに譲渡が
あったことにはならないと考えております。

なお、本条違反を処罰する第二十条は、業とし
て有償で譲渡した者を対象としております。業者
が譲渡時の承諾を委任する場合、顧客を信頼した
という口実を広く与えることになると、名義不明
の携帯電話が大量に市場に出まわってしまうル
ートを残してしまうことになりかねません。この点、業者
が行う譲渡時の承諾の委任については、適切な運
用が求められると考えております。

○楠田委員 先ほどの問いに関する関連の質問で
ございますが、例えば、先ほどのBが携帯電話の
匿名性を得るために手続を怠る意思を隠して販売
業者Aから携帯電話を受け取り、実際に手続を
怠った場合、Bを信用して手続書類を渡した販売
業者Aは第二十条の規定により処罰の対象になり
かねません。もしこのような場合に販売業者Aが
処罰されるとすれば酷ではないかという意見もあ
り得るんじゃないか。あくまで法律的な観点でござ
いですが、提出者はこの点に関してはどのような
にお考えでしょうか。

○中村(哲)議員 先ほど申し上げましたとおり、
譲渡がどの時点で行われているかということの判
断は、携帯電話の占有移転の事実のほか、対価の
支払の有無や実質的な支配の有無等を総合考慮し
て判断されるものと考えられます。

御質問の事例におきましては、販売業者AがB
を信用して、手続を完了するまでの間、一時的に
携帯電話を手渡したにすぎず、譲渡に当たらない
ものと考えられるため、販売業者Aは直ちに処罰
の対象となることはないと考えております。

なお、この場合において、販売業者Aは、例え
ば、一定の期間内に携帯電話事業者に対してBの
手続が行われたかどうかの確認を行い、そして、
手続が行われていない場合にはAはまだ携帯電話
事業者との関係においては契約者であるわけであ
るから、契約者として解約をするなど適切な対応が
求められると考えております。

○楠田委員 時間も限られておりますので、最後
の質問をさせていただきたいと思っております。

本法律案の第二十一条についてお尋ねをさせて
いただきます。

現在、プリペイド式携帯電話は、携帯電話事業
者によれば、所持者が契約者であるとか約款上規定
されているものがあり、今後、約款が変更され、
本人確認を行った者を契約者として扱うことにな
ると聞いております。このとき、本人確認を受け
ていないプリペイド式携帯電話を所持する者から
約款変更直後にプリペイド式携帯電話を譲り受け
た者があった場合、自己が契約者となっていない
役務提供契約に係る通話可能端末設備の譲渡に該
当し、これらの者が即処罰対象になってしまうとい
うことも実際上考えられると思っております。

これは善良な国民生活に影響を及ぼしかねない
という意見もあり得ると思いますが、提出者はこ
の点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○中村(哲)議員 携帯電話事業者は、ことし二〇
〇五年、平成十七年四月に約款を変更し、プリペ
イド式携帯電話のすべての契約者につき、本人確
認を行っていく予定と聞いております。

約款変更の際の経過措置として、まず、本人確

認を終えた者はその者が契約者となりますが、第
二に、本人確認を受けていない者は依然として所
持者が契約者として扱われることとなります。し
たがって、御質問の事例では、所持者が契約者と
して扱われるため、第二十一条の罰則規定の適用は
ないこととなります。

なお、本法律案第二十一条は公布後一年以内に政
令で定める日から施行となっており、そのころま
ではほぼすべてのプリペイド式携帯電話につい
て本人確認を終了する予定と聞いております。

以上でございます。

○楠田委員 大変切迫した状況の中で法律をつく
られて、論点も幾つかあると思っておりますが、
やはり一番問題であるのは、こうした規定の裏を
かいて悪用するということ、こうした業者の方、やから
というものが実際にいるということ、ただ、そ
の反面で、この法律ができる前に普通に使用され
ていた方にとりましては、やはり場合によっては
大きな阻害要件にもなるという点が否めないとも
思っております。

先ほど答えにもありましたように、施行後一年
をめどとして検討を加えるという規定があります
ので、それまでの間、運用に相当気を配ってい
たが、それまで、問題点が明らかになった場合は、早
急に、断固としてこの規定を見直すことをぜひと
も行っていただきたいと思っております。

それでは、少し早まりましたけれども、私の質
問を終わらせていただきます。

○実川委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

いわゆる振り込め詐欺に該当する携帯電話不正
利用防止法案について、質問させていただきま
す。

振り込め詐欺は二〇〇三年ぐらいから急増し始
め、昨年一年間の発生件数は、警察庁のまとめ
では二万五千六百六十七件、被害総額は約二百八
十四億円に上ると言われております。ことし一月
の振り込め詐欺事件の認知件数も、前年一月比の
約二倍の二千八百四十六件と多発をしております。
そういう点での対策は急務であります。今回

の法案を出されました提出者の皆さんの御苦労を
多とするものであります。

そこで、今回の法案を出すに当たっての提出者
の考える意義及び振り込め詐欺を事実上抑止する
効果について、どのように提出者の皆さんは考
えをお尋ねしたいと思います。

○石井(啓)議員 今委員御指摘のとおり、一昨年
より、いわゆるおれおれ詐欺あるいは架空請求詐
欺等の振り込め詐欺が多発をしております。大
変大きな社会問題化しております。

この振り込め詐欺については、犯罪のツール、
道具が三つあると言われております。一つは他人名
義の銀行口座、二つ目には匿名の携帯電話、三つ
目はいろいろな名簿、この三つが犯罪のツールと
言われておりますけれども、携帯電話については
は、従来は携帯電話事業者が契約時に本人確認を
するというところに、これは自主的になっておりま
したけれども、プリペイド式携帯等は必ずしも
十分に行われていなかったということがございま
すし、契約時に本人確認をいたしまして、譲渡
とか転売をした場合の契約者の把握が不十分であ
るということから、匿名の携帯電話を容易に入手
することができるとなっております。

そこで、匿名の携帯電話を排除しまして、振り
込め詐欺等の犯罪に携帯電話が利用されることを
防止するために、携帯電話事業者に対して、
契約締結時、譲渡時の本人確認を義務づけること
にも、携帯電話の不正な譲渡、貸与業及びこれら
の勧誘、誘引行為を処罰する法律案を提出させて
いただいたところでございます。

これらの措置を通じて、匿名の携帯電話が
流通しにくくなるとともに、昨年の臨時国会で
成立をさせていただきまして、いわゆる他人名義
の銀行口座をなくしていくという、金融機関等に
よる顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な
利用の防止に関する法律、これとあわせまして、
振り込め詐欺の抑止に大きく寄与するものという
ふうに考えております。

また、本法案では、制度上、警察が、犯罪に利
用されていると認めるに足りる相当の理由がある

携帯電話等について、事業者に対し、契約者の確認を求めることができるようになりまして、これを受けて携帯電話事業者が契約者確認を行い、これに応じない場合にはサービス提供の拒否を行うことができるという手続を定めることによりまして相当の予防効果が認められる、こういうふうに考えております。

○塩川委員 ありがとうございます。

今、最後のところの、警察の事業者への契約者の確認を求めることができる件について、法案の中身に沿って何点か確認をさせていただきます。法案の第八条は、警察が、犯罪利用の疑いがあると認めた場合、事業者に対し、契約の確認の実施を求めることができると規定をし、警察の求めを受けた事業者は契約者の確認を行うことができるとしております。

警察の通知の性格は、犯罪捜査権限にかかわるものではなくて、犯罪防止や防犯という警察行政の観点からのものであり、この法案の第八条は契約者確認の内容や契約情報の提供を求める権限を付与したものでないと考えます。

この点の確認を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石井(啓)議員 警察署長によります契約者確認をすることの求めは、契約者を特定できない匿名の携帯電話を排除することによりまして、振り込め詐欺等の犯罪の被害拡大を未然に防止する目的で行うものでございます。

したがって、委員が御指摘のとおり、この規定は警察署長に犯罪捜査のために契約者確認の内容や契約者情報の提供を求める権限を付与したものでないと思っております。

○塩川委員 この法案の第八条は、犯罪捜査における契約者情報の捜査当局への提供について、刑事訴訟法の手続、令状主義によることを変更するものではない、このように考えますが、この点いかがでしょうか。

○石井(啓)議員 第八条の意義は先ほど答弁したとおりでございますけれども、警察署長によります契約者確認をすることの求めといえますのは、

特定の犯罪の嫌疑を前提とする犯罪行為にかかわる携帯電話の契約者を探知しようとするための捜査活動ではなく、また、契約者情報の捜査当局への提供を求めるものではありません。契約者情報が犯罪捜査に必要となる場合は、従来どおり刑事訴訟法に基づき必要の手続がとられることになっているというふうに承知をしておりますので、従来の手続を変更するものではございません。

○塩川委員 本法案が犯罪防止対策に当たりまして適切、効果的に運用されることを願いまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○実川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○実川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律案について採決いたします。

○実川委員長 御異議ありませんか。

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○実川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十七分散会

携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律案
携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 本人確認等(第三条・第十二条)
第三章 監督(第十三条・第十五条)
第四章 雑則(第十六条・第十八条)
第五章 罰則(第十九条・第二十六条)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、携帯電話音声通信事業者による携帯電話音声通信業務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯電話音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯電話音声通信業務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「携帯電話音声通信」とは、携帯して使用するために開設する無線局(第四項において「無線局」という。)と、当該無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局との間で行われる無線通信のうち音声その他の音響を送り、伝え、又は受けるものをいう。

2 この法律において「携帯電話音声通信」とは、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信業務(以下「電気通信業務」という。)のうち携帯電話音声通信に係るものであつて、その電気通信業務の提供を受ける者の管理体制の整備を促進する必要があると認められるものとして総務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「携帯電話音声通信事業者」とは、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者のうち携帯電話音声通信を提供するものをいう。

4 この法律において「携帯電話音声通信端末設備」とは、電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備のうち携帯電話音声通信を行うための無線局の無線設備をいう。

5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯電話音声通信端末設備であつて携帯電話音声通信業務の提供に利用されている電気通信回線設備(電気通信事業法第九条に規定する電気通信回線設備をいう。)に接続され通話が可能なものをいう。

第二章 本人確認等
(契約締結時の本人確認義務等)
第三条 携帯電話音声通信事業者は、携帯電話音声通信業務の提供を受けようとする者との間で、携帯電話音声通信業務の提供を内容とする契約(以下「役務提供契約」という。)を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一条第一号において「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

一 自然人 氏名、住居及び生年月日
二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地
2 携帯電話音声通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯電話音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人(第四項及び第十一条第一号において「代表者等」とい

は、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者のうち携帯電話音声通信を提供するものをいう。

う。）についても、本人確認を行わなければならない。

3 相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の総務省令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の総務省令で定めるもののために当該携帯音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなして、第一項の規定を適用する。

4 相手方（前項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。以下この項及び第十一条第一号において同じ。）及び代表者等は、携帯音声通信事業者が本人確認を行う場合において、当該携帯音声通信事業者に対して、相手方又は代表者等の本人特定事項を偽ってばならない。（本人確認記録の作成義務等）

第四條 携帯音声通信事業者は、本人確認を行ったときは、速やかに、総務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として総務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 携帯音声通信事業者は、本人確認記録を、役務提供契約が終了した日から三年間保存しなければならない。

（譲渡時の本人確認義務等）

第五條 携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、当該役務提供契約を締結している者（以下「契約者」という。）の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者（以下「譲受人等」という。）について、譲受人等の本人特定事項の確認（以下「譲渡時本人確認」という。）を行わなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び前条の規定

第一類第二号 総務委員会議録第十二号 平成十七年三月二十九日

は、前項の規定により携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、「第十一条第一号」とあるのは「第十一条第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、前条第一項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と読み替えるものとする。

（媒介業者等による本人確認等）

第六條 携帯音声通信事業者は、本人確認又は譲渡時本人確認を、当該携帯音声通信事業者のために役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「媒介業者等」という。）に行わせることができる。

2 携帯音声通信事業者は、前項の規定により本人確認又は譲渡時本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、第三条第一項及び第二項の規定又は前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第三条第二項の規定にかかわらず、当該本人確認又は当該譲渡時本人確認を行うことを要しない。

3 第三条及び第四条第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、第四条第一項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「第六条第一項の規定により媒介業者等が本人確認を行ったとき」と読み替えるものとする。

4 第三条第二項から第四項まで、第四条及び前条第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、「第十一条

第一号」とあるのは「第十一条第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第四条第一項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「第六条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行ったとき」と、「本人確認に関する事項」とあるのは「譲渡時本人確認に関する事項」と、前条第一項中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と読み替えるものとする。

（譲渡時の携帯音声通信事業者の承諾）

第七條 契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。

2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

（契約者確認の求め）

第八條 警察署長は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備につき役務提供契約を締結した携帯音声通信事業者に対し、国家公安委員会規則で定める方法により、当該役務提供契約に係る契約者について次条第一項に規定する事項の確認をすることを求めることができる。

一 この法律に規定する罪（第十九条から第二十二條までの罪に係る部分に限る。）の罪に限る。）に当たる行為が行われたと認めるに足る相当の理由がある場合

二 携帯音声通信役務が刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六條の罪又は第二百四十九條の罪に当たる行為その他携帯音声通

信役務が多く利用され、かつ、その行為による被害又は公共の危険を防止する必要性が高いものとして政令で定める罪に当たる行為に利用されていると認めるに足る相当の理由がある場合

2 国家公安委員会は、前項に規定する国家公安委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。（契約者確認）

第九條 前条第一項の規定により確認の求めを受けた携帯音声通信事業者は、当該契約者について、総務省令で定める方法により、本人特定事項その他の契約者が携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位を有していることを確認するために必要な事項として総務省令で定めるものの確認（以下「契約者確認」という。）を行うことができる。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 第三条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により携帯音声通信事業者が契約者確認を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「契約者」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「契約者確認」と、「第十一条第一号」とあるのは「第十一条第四号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（匿名貸与営業の禁止）

第十條 何人も、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を確認しないで、業として有償で通話可能端末設備を貸与してはならない。

一 自然人 氏名及び居所又は電話番号（当該貸与に係る通話可能端末設備の電話番号以外のものに限る。）その他の連絡先

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(携帯音声通信役務等の提供の拒否)

第十一条 携帯音声通信事業者は、次に掲げる場合には、携帯音声通信役務の提供その他役務提供契約に係る通話可能端末設備により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。

一 相手方又は代表者等が本人確認に応じない場合(当該相手方又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

二 譲受人等又は代表者等が譲渡時本人確認に応じない場合(当該譲受人等又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

三 第七条第一項の規定に違反して通話可能端末設備が譲渡された場合

四 契約者又は代表者等が第九条第一項の規定による本人特定事項の確認に応じない場合(当該契約者又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

五 前条の規定に違反して通話可能端末設備が貸与された場合

(媒介業者等の監督)

第十二条 携帯音声通信事業者は、第六条第一項の規定により本人確認又は譲渡時本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、当該本人確認又は当該譲渡時本人確認が確実に行われるよう、総務省令で定めるところにより、当該媒介業者等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三章 監督

(報告)

第十三条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、携帯音声通信事業者(媒介業者等を含む。次条において同じ。)に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に携帯音声通信事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、本人確認記録その他の物件を検査させ、又はその業務に

関し関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(是正命令)

第十五条 総務大臣は、携帯音声通信事業者が、その業務に関して第三条第一項、同条第二項若しくは第三項(第五条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四条第一項(第五条第二項並びに第六条第三項及び第四項において準用する場合を含む。若しくは第二項(第五条第二項及び第六条第四項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第七条第二項又は第十二条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、媒介業者等が、その業務に関して第六条第三項において準用する第三条第一項から第三項までの規定又は第六条第四項において準用する第三条第二項若しくは第三項若しくは第五条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雑則

(総務大臣と国家公安委員会との協力)
第十六条 総務大臣及び国家公安委員会は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関し、相互に協力するものとする。

(命令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令又は国家公安委員会規則で定める。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第十九条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第三条第四項(第五条第二項、第六条第三項及び第四項並びに第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知つて、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。

第二十一条 自己が契約者となつていない役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 相手方が通話可能端末設備に係る役務提供契約の契約者となつていないことの情を知つて、その者から当該通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 第十条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第十条の規定に違反していることの情を知つて、当該違反に係る通話可能端末設備の貸与を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による命令に違反し

た者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八条第二項及び第九条第二項の規定 公布の日

二 第八条第一項、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条(第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第十六条、第二十二條、第二十三條(第二十二條第一項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)並びに第二十六條(第二十二條及び第二十三條に係る部分に限る。の)規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(経過措置)
第二条 携帯音声通信事業者は、この法律の施行の際現に役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者(以下「施行時利用者」という。)について、総務省令で定める日までの間に、運転免許証の提示を受ける方法その他の

総務省令で定める方法により、施行時利用者の本人特定事項の確認(以下「施行時利用者本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。 一 携帯音声通信事業者によりこの法律の施行の日前に第三条第一項の規定に準じ施行時利用者特定するに足りる事項の確認が行われ、かつ、当該確認に関する記録が作成されてこれが保存されている場合 二 施行時利用者本人確認が行われるまでの間に譲渡時本人確認が行われる場合 三 施行時利用者本人確認が行われるまでの間に役務提供契約が終了した場合 2 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「施行時利用者」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第二項第一項」と、同条第四項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と読み替えるものとする。 3 第一項第一号に規定する確認に関する記録は、本人確認記録とみなして、第四条第二項の規定を適用する。 第三条 携帯音声通信事業者は、施行時利用者本人確認を媒介業者等に行わせることができる。 2 携帯音声通信事業者は、前項の規定により媒介業者等に施行時利用者本人確認を行わせることとした場合には、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第三条第二項の規定にかかわらず、当該施行時利用者本人確認を行うことを要しない。 3 第三条第二項から第四項まで、第四条、第十二条及び前条第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認を行う	場合に於いて準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「相手方」とあるのは「施行時利用者」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、「第十一号」とあるのは「附則第四号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第二項第一項」と、第四条第一項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「附則第三条第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認を行ったとき」と、「本人確認に関する事項」とあるのは「施行時利用者本人確認に関する事項」と、第十二条中「第六号第一項」とあるのは「附則第三号第一項」と、「本人確認又は譲渡時本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、「当該本人確認又は当該譲渡時本人確認」とあるのは「当該施行時利用者本人確認」と、前条第一項中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と読み替えるものとする。 第四条 携帯音声通信事業者は、施行時利用者であつて附則第二項第一項本文(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの又は代表者等が施行時利用者本人確認に応じない場合には、当該施行時利用者又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該携帯音声通信役務の提供その他役務提供契約に係る通話可能端末設備により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。 第五条 総務大臣は、携帯音声通信事業者が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第二項第一項の規定、同条第二項において準用する第三条第二項若しくは第三項若しくは第四条の規定又は附則第三号第三項において準用する第四条若しくは第十二条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第三号第三項において準用する第三条第二項若しくは第三項又は附則第二項第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	人確認の業務に関して附則第三号第三項において準用する第三条第二項若しくは第三項又は附則第二項第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 第六条 前条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 本人特定事項を隠ぺいする目的で、附則第二項第二項において準用する第三条第四項の規定又は附則第三号第三項において準用する第三条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。 (その他の経過措置の政令への委任) 第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第八条 この法律の規定については、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	理 由 携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第一類第二号 総務委員会議録第十二号 平成十七年三月二十九日	2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第三号第三項において準用する第三条第二項若しくは第三項又は附則第二項第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。 (その他の経過措置の政令への委任) 第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第八条 この法律の規定については、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	理 由 携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年四月五日印刷

平成十七年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B